

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業

令和3年度 新規・拡充等 事業一覧
(予定)

令和3年1月

新 宿 区

子ども家庭部子ども家庭課

目次

新規事業 [1事業]	1
拡充事業 [10事業]	2
変更事業 [1事業]	4
文言修正 [4事業]	5

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業一覧の見方

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 「子供の貧困対策に関する大綱」 第4 指標の改善に向けた重点施策（7ページ～23ページ）の項目に対応しています。 </div>			事業名	事業内容	〇〇課	事業の対象となる年齢区分に〇をつけています。 妊・・・妊娠期 乳・・・乳幼児期 小・・・小学生 中・・・中学生 高・・・～18歳未満（高校生等） 青・・・青年期（18歳～）					
例 4	経済的支援	4-(1) 児童手当・児童扶養手当 制度の着実な実施	児童手当	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、15歳到達後最初の3月31日までの子どもを対象に手当を支給します。	子ども家庭課		○	○	○		

<新規事業> 1 事業

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
2 生活の安定に資するための支援	2-(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	2-(1)-① 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 2-(1)-② 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援	産後ケア事業	産婦の心身のケア、育児のサポート等を行うことで、母子とその家族が健やかな育児ができることを目的として、出産後の母子を対象としたショートステイ型の産後ケアを実施します。	健康づくり課	○	○				

< 拡充事業 > 10事業

※下線部が拡充箇所

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
1 教育の支援	1-(2) 地域に開かれた子供の 貧困対策のプラット フォームとしての学校 指導・運営体制の構築	1-(2)-① スクールソーシャル ワーカーやスクールカ ウンセラーが機能する 体制の構築等	1-1-①② 不登校児童・生徒への 支援	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」等に基づき、不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、多様な教育機会の確保に努めます。 不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保に向け、家庭にひきこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援や、通所を希望しない児童・生徒への訪問型支援、中学校で別室登校を行う生徒の支援のための適応指導教室指導員の派遣などを行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図るとともに、フリースクール等との連携を図ります。 また、各学校において魅力ある学校づくりや児童・生徒の学習状況に応じた指導の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携により家庭への支援を行うなど、不登校が生じない学校づくりを目指します。 不登校担当者連絡会の実施、専門家による研修会の実施等により、教職員への理解啓発を図ります。	教育指導課 教育支援課			○	○		
			1-1-①② つくし教室 <教育センター>	区立小・中学校に在籍している児童・生徒で、様々な理由から学校へ行けない子どもに対し、学校へ行けるように相談・学習・スポーツ活動などを通して指導・援助を行います。 また、本人の状況によっては「つくし教室」の利用が難しい場合もあることから、つくし教室の指導員が図書館等区有施設へ出向き、個別学習や集団活動等の取組みを行う訪問型支援を実施します。	教育支援課			○	○		
		1-(2)-② 学校教育による学力保 障	ICTを活用した教育の充 実	児童・生徒1人1台の端末を整備し、学校の授業の中で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適化された学びや、協働学習による深い学びを実現させるとともに、今後、感染症等による学校の臨時休業等が生じた際は、同時双方向の遠隔授業の実施や児童・生徒と教員との通信手段として活用していきます。 また、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、再構築したICT環境をより一層有効活用するとともに、各校の教材の共有、プログラミング教育及びデジタル教材を活用した教育活動を支援します。	教育支援課			○	○		
	1-(5) 特に配慮を要する子供 への支援	1-(5)-② 特別支援教育に関する 支援の充実	1-2-② 特別支援教育の推進	発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を強化するために、特別支援教育推進員を増員し、学級内指導体制を充実します。 あわせて、リーフレットの作成や説明会の開催等により、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に努めます。また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学前施設や家庭での様子を小学校に引き継ぐための「就学支援シート」や、保健・医療、福祉等に係る関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫性のある支援を行うための「個別の教育支援計画」、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。 さらに、児童・生徒の「読むこと」や「書くこと」のつまずきを把握し適切な指導・支援につなげるため、「読むこと」や「書くこと」に関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツールを活用し、読み書きの困難の状態を踏まえた指導・支援を行います。	教育支援課			○	○		

1 教育の支援	1-(7) 地域における学習支援等	1-(7)-① 地域学校協働活動における学習支援等	1-2-① 地域協働学校（コミュニティー・スクール）の充実	全ての区立小・中学校が地域協働学校となり、学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長に関わり、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。 また、小中連携型地域協働学校を実施することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係が強化されることとなり、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。	教育支援課				○	○		
		1-(7)-② 生活困窮世帯等への学習支援	3-1-② 生活困窮世帯の中学生等への学習支援	生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。 さらに、この事業を受けて高校に進学した者に対し、高校へ進学した生徒に対し、高校に進学した年の8月31日まで学習定着支援を行います。 令和3年度より、開催日をこれまでの週2回から週4回に増やし、1回あたりの参加人数を減らして実施していきます。	生活福祉課 保護担当課					○	○	
	1-(8) その他の教育支援	1-(8)-④ 多様な体験活動の機会の提供	4-1 新宿区子ども未来基金	子育て家庭の福祉の向上を図り、子どもたちの生きる力を育むことを目的として、区民等が行う活動に対し、資金の一部を助成しています。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を加算して助成します。	子ども家庭課		○	○	○	○		
2 生活の安定に資するための支援	2-(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	2-(1)-① 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	3-1-③ 支援施策ガイドの作成・配布	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、区立小・中学校全世帯に支援施策ガイドを配布し、周知の充実を図ります。 また、ガイド外国語版（電子）を作成し、区ホームページ等に掲載します。	子ども家庭課				○	○		
	2-(3) 子供の生活支援	2-(3)-③ 食育の推進に関する支援	2-2-① 乳幼児から始める歯と口の健康づくり	乳幼児期と学齢期の歯と口の健康を維持するため、乳幼児や児童、保護者への健康教育等や歯と口の健康を支援するデンタルサポーターへの研修会等を実施します。また、むし歯を予防し、健全な口腔機能の発達のために、歯と口の健康チェックとフッ化物塗布を実施し、歯と口の健全な発達を支えるための環境づくりを推進します。	健康づくり課		○	○				
	2-(7) 支援体制の強化	2-(7)-③ 市町村の体制強化	1-1-①② 子ども家庭・若者サポートネットワーク	教育、福祉、保健、医療、就労支援等の子どもと家庭・若者支援関係組織のより効果的な連携を図るため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置、運営します。 児童虐待の早期発見・早期対応及び適切な連携を目的として、児童に関わる関係機関に向けた虐待防止ネットワークマニュアルを配付しています。 また、令和3年度には関係機関との協議の場やネットワークづくりなどの体制強化を目的に「子育て包括支援部会」を新設し、子育て世代の包括的支援体制を推進していきます。	子ども家庭支援課		○	○	○	○	○	

<変更事業> 1 事業

※下線部が変更箇所

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
2 生活の安定に資するための支援	2-(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	2-(1)-① 妊娠・出産期からの相談・切れ目ない支援	2-2-① 育児相談・育児グループ・育児講演会	乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施します。 また、双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施します。 さらに、子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催します。 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため、R3年度の講演会は中止)	保健センター		○				

<文言修正> 4事業

※下線部が修正箇所

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
1 教育の支援	1-(8) その他の教育支援	1-(8)-④ 多様な体験活動の機会の提供	1-4 国際理解につながる情報発信	しんじゅく多文化共生プラザを中心に、外国人と日本人の相互理解につながる情報発信を行います。	多文化共生推進課	○	○	○	○	○	○
2 生活の安定に資するための支援	2-(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	2-(1)-① 妊娠・出産期からの相談・切れ目ない支援	2-2-① 子育て世代のストレスマネジメントの講話	子育ての不安・ストレスなどと上手に付き合えるよう、はじめまして赤ちゃん応援事業（妊婦とおおむね4か月児までの乳児を持つ母親等を対象とした事業）において、ストレス対処法について心理職によるミニ講話を行い、同内容のリーフレットを配布します。	保健センター	○	○				
	3-(1) 職業生活の安定と向上のための支援	3-(1)-① 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現	5-1 育児ママの仕事支援準備講座	子育て中の女性などの再就職等を支援するため、講座を開催します。	男女共同参画課		○	○			
	2-(4) 子供の就労支援	2-(4)-④ 子供の社会的自立の確立のための支援	1-4 だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	新宿区勤労者・仕事支援センターでは、障書の有無や年齢・性別を問わず、就労意欲を持ちながらも働くことが困難なすべての人に対し、総合的な就労支援を行います。	消費生活就労支援課					○	○